

平成14年5月1日

岐阜市教育委員会
委員長 市川康平様

岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会
会長 佐々木 嘉三

旧市内における岐阜市立小学校及び中学校
の通学区域のあり方について（答申）

平成10年8月28日付け岐阜市教委学指第604号で諮問された標記事項について、平成13年5月29日付の中間答申で示した基本的な考えに基づき、審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。

記

旧市内における岐阜市立小学校及び中学校は急激な児童・生徒数の減少や人口分布と学校配置の不均衡、校区を離れた中学校の設置等改善すべき現状にあり、次のように統合並びに再配置を実施することが急務である。

- 1 金華小学校、京町小学校、明德小学校、本郷小学校の各校区の生徒が通学する中学校を川南地区に設置する。その場所は岐阜大学医学部跡地の活用も含め、公共施設の再配置の観点から、早急に検討すべきである。早田小学校及び則武小学校区の全生徒が通学する中学校を、現伊奈波中学校または現明郷中学校のいずれかにする。
- 2 金華小学校と京町小学校、明德小学校と本郷小学校、徹明小学校と木之本小学校及び白山小学校と梅林小学校の各2校を統合し、適正規模化を図る。華陽小学校は将来にわたって相当の期間、適正規模を維持できることが予想されるため現状のままとする。
- 3 統合再配置の実施にあたっては、新しい学習内容や少人数指導に対応できる特色ある校舎施設とする新・増・改築のほか、教職員の配置等、他のモデルとなる学校の設置を目指すべきである。
- 4 該当の校区においては、児童生徒の保護者や学校のみならず、広く住民相互による話し合いの場が持たれ、理解が深められねばならない。

この結論に至ったそれぞれの理由は別紙のとおりである。

別紙

答申の理由

当審議会は、平成10年8月28日付けで岐阜市教育委員会から「旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域のあり方について」の諮問を受けた。

そして、平成13年5月29日付中間答申で、通学区域のあり方を単に旧市内の限られた地域の問題としてとらえるのではなく、「これからの学校教育の果たすべき役割と学校のあり方」について基本的な考え方を明確にした。

その上に立って、旧市内の児童・生徒数の将来推計、通学距離、各地域相互のつながりなど総合的な観点から検討を加えた。

1 「金華小学校、京町小学校、明德小学校、本郷小学校の各校区の生徒が通学する中学校を川南地区に設置する。」こと、並びに「早田小学校及び則武小学校区の全生徒が通学する中学校を現伊奈波中学校または現明郷中学校のいずれかにする。」ことについて

- ・長良川を越えての校区外通学が解消できる。
- ・則武小学校区における中学校への分離入学の解消ができる。
(現在、伊奈波中学校と島中学校とに分かれて入学している)
- ・島中学校の大規模校化が解消できる。
(平成19年度予想 以下同じ 26学級 992人 → 20学級 765人)
- ・中学校跡地の活用で地域の活性化が図られる。
- ・伊奈波中学校にした場合は、則武小学校区からの通学距離が若干遠い。
(伊奈波中学校の場合 最大2.8km 明郷中学校の場合 最大2.3km)

2 「金華小学校と京町小学校、明德小学校と本郷小学校、徹明小学校と木之本小学校及び白山小学校と梅林小学校の各2校を統合し、適正規模化を図る。華陽小学校は将来にわたって相当の期間、適正規模を維持できることが予想されるため現状のままとする。」ことについて

- ・学校規模の適正化が図れる。特に京町小学校、明德小学校、徹明小学校は現在各学年殆どが1クラスであるが、将来も同様な状況が予想されるので早急に対応すべきである。
(金華、京町 14学級452人 明德、本郷 13学級414人)
(徹明、木之本 12学級399人 白山、梅林 17学級583人)
- ・学校配置の適正化が図られる(特に京町小学校、明德小学校の隣接解消)
- ・通学距離はいずれも文部科学省基準の最大限4kmを越えていないので特に問題はない。
(京町小学校を利用した場合 最大2.9km 白山小学校を利用した場合 最大2.2km
その他の学校を利用した場合 最大2km未滿)
- ・統合する小学校は現在通学する中学校の校区と同じで教育環境の継続を図ることができる。
- ・小学校の跡地の活用で地域の活性化が図られる。
- ・華陽小学校は平成19年度においても適正規模であることが予想される。
(12学級441人)

- 3 「統合再配置の実施にあたっては、新しい学習内容や少人数指導に対応できる特色ある校舎施設とする新・増・改築のほか、教職員の配置等、他のモデルとなる学校の設置を目指すべきである。」 ことについて
- ・総合的な学習の時間における調べ学習を進めるための図書館の充実、生活科の学習に適した自然環境等、新しい教育内容に即した施設・設備の充実が図られる。
 - ・少人数指導、教育相談等に利用できる多様なサイズの部屋が確保できる。
 - ・学校を一定規模に維持することにより教職員が増え、少人数指導や子供の実態に基づく指導が弾力的にできる。
 - ・教職員間で教材研究、指導法の研究等を協力して行うことにより教員の質が高められる。
- 4 「該当の校区においては、児童生徒の保護者や学校のみならず広く住民相互による話し合いの場が持たれ、理解が深められねばならない。」 ことについて
- ・学校が地域社会の中核的存在であること。
 - ・通学区域が「自治会組織」の単位と一致しており、小学校が地域社会の拠点として市民生活に密接に溶け込んでいること。
 - ・学校規模の適正化問題の解決にあたって、地域全体の問題として議論されることが望ましい。
 - ・今後の学校教育の充実のためには、地域住民を含めた協議会等の組織づくりも必要である。
 - ・まちづくりとの整合性も求められるところであるが、地域の将来を担う子供たちにとって何が一番望ましいかが先ず中心となるべきである。